

## 食品企業信頼確保対策支援事業（コンプライアンス確立研修会）の概要

### 1. 事業の目的および内容

#### 1.1. 事業の趣旨（農林水産省による公示文の抜粋）

食品企業をめぐる情勢は、食品企業に対して食品の安全性はもちろんのこと、消費者の信頼の確保が求められています。

消費者の信頼を確保するためには、食品の品質・衛生管理を適切に実施するとともに、その適正さを客観的に検証し記録化する体制の構築や、現場の実態に即したマニュアル・規程の整備及び実行、急激な環境変化に適応して経営上の意思決定を適切に行っていく経営体制の確立、問題が生じた場合の適切な危機管理対応等が必要ですが、中小零細な企業が多数を占める産業構造の中で、個々の事業者にとって負担が大きい場合がある等の状況があります。

このため、食品企業による消費者の信頼を確保するための各種取組を促進するために、コンプライアンス（法令の遵守及び企業倫理保持等）の徹底を図ります。

#### 1.2. 事業の内容

##### 啓発研修会の実施（25箇所、8月～10月実施）

中小食品企業における「行動規範の策定」、「リコール対応マニュアルの策定」、「衛生管理・品質管理マニュアルの策定」等、コンプライアンス体制確立の必要性の啓発を図ります。

##### 実務者研修会の実施（30箇所、10月～12月実施予定）

実務者研修会は、中小食品企業のコンプライアンス担当者、衛生管理・品質管理担当者を対象として、実際にマニュアルを作成するための具体的・実践的な研修会を実施し、企業行動規範やマニュアル作成率の向上を図ります。

##### トップマネジメント実践研修会の実施（10箇所、2011年1月～3月実施予定）

中小食品企業の経営者を対象として、食品事故・不祥事想定の実践的・シミュレーション訓練、記者会見訓練（メディアトレーニング）等を実施し、危機発生時の対応力向上を図ります。

以上